

令和6年度第1回広島市情報公開・個人情報保護審査会 全体会議事録

1 開催日時

令和6年4月8日（月）午後1時30分～午後2時20分

2 開催場所

公文書館研修・会議室（大手町平和ビル8階）

3 出席者

(1) 委員（9名）

伊藤誠治委員、栗原理委員、神野礼斉委員、田邊誠委員、濱野滝衣委員、
日山恵美委員、福永実委員、宮畑加奈子委員、山中和久委員
（松田健之介委員は所用により欠席）

(2) 事務局（4名）

企画総務局 公文書館長、主幹（事）行政情報係長、主査、主事

4 議題

- (1) 会長の選任
- (2) 職務代理者の指名
- (3) 部会委員及び部会長の指名
- (4) その他

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴人

0名

7 会議資料

- (1) 令和6年度第1回広島市情報公開・個人情報保護審査会全体会議事次第
- (2) 広島市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の改正に係る資料
- (3) 情報公開制度の運用状況
- (4) 個人情報保護制度の運用状況
- (5) 審査請求件数及び不服申立ての状況

8 会議要旨

(1) 会長の選任

広島市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）第6条
第1項の規定に基づき、委員の互選により田邊誠委員が会長に選任された。

(2) 職務代理者の指名

審査会条例第6条第3項の規定に基づき、会長が福永実委員を職務代理者に指名した。

(3) 部会委員及び部会長の指名

審査会条例第8条第2項及び第3項の規定に基づき、会長が「第1部会委員」に田邊委員、神野委員及び濱野委員の3名を、「第2部会委員」に伊藤委員、栗原委員、日山委員及び宮畑委員の4名を、「第3部会委員」に福永委員、松田委員及び山中委員の3名を指名し、「第1部会部会長」に田邊委員を、「第2部会部会長」に日山委員を、「第3部会部会長」に福永委員をそれぞれ指名した。

(4) その他

ア 広島市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の改正について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に鑑み、広島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は審査請求人及び参加人に対し答申書（保有個人情報の開示決定等についての審査請求に係る諮問に対する答申に係る答申書を除く。）の写しを送付することとする等所要の改正を行うことについて事務局が提案し、了承された。

イ 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況並びに審査請求件数及び不服申立ての状況について

平成30年度以降の開示請求等の件数及び処理状況並びに実施機関ごとの開示請求等の件数及び処理状況を事務局が報告した。

また、平成30年度以降の各年度の審査請求件数と審査会への諮問及び処理状況を示した上、令和5年度における審査会への諮問件数、審査会が行った答申の件数、令和6年度への繰越件数等について事務局が説明した。